

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市 処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
--------	----------------------

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

地す。転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を書き入し、新勤務先の住所を記入し、課税の市町村長に送付してください。

(あて先) 牧之原 市長 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号
		フリガナ		
		名称		
		代表者の 職氏名印	Ⓜ	
		法人番号又は 個人番号		この届出に係る 連絡先
				係
				氏名
				電話

A欄

給与所得者		(ア)		(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日から退職時までの給与支払総額
受給者番号	宛名番号	特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	徴収済額	未徴収税額				
フリガナ	旧姓	円	月分 から	円	円	年	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 その他 ()	1 特別徴収継続 → (C欄記入)	円
氏名			月分 まで			月		2 一括徴収 → (B欄記入)	控除社会 保険料額
生年月日	昭和・平成 年 月 日					日		3 普通徴収	円
個人番号									
1月1日現在の住所	〒								
現在の住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒								

●一括徴収の届出書

B欄

一括徴収の理由		徴収予定			一括徴収した税額は 月分 (納期限) 月日 と合わせて納入 します	(注1) 12月31日以前の退職者についても、可能な限り一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)。 (注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注1)	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)		
年 月 日申出						
2. 1月1日以降に退職(注2)						
一括徴収できない理由	1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他 ()					

●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

C欄

月割額	円を	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号	新規の場合 (新しい勤務先がまた特別徴収義務者に指定されていない場合) 指定番号の 事前連絡 要・不要 納入書 要・不要
	月分 から徴収し 納入する。		フリガナ		係	
			名称		この 届出 先に 係	
給与支払方法及びその期日	※		代表者の 職氏名印	Ⓜ	氏名	
		法人番号 (法人の場合)		電話		

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。